

業務改善助成金のご案内

最低賃金引き上げによる影響を受ける中小企業主を支援する目的で、業務改善に要した経費の1/2を助成します。

◆支給の要件

- ・時給 800 円未満の従業員を雇用する中小事業主であること。
- ・事業場内で最も低い時間給を 4 年以内に 800 円以上とする計画を作り、1 年あたり 40 円以上引き上げること。
- ・労働能率の増進に資する設備・機器の導入や就業規則の改正など業務改善を行い費用を支払うこと。など

◆活用事例 ※裏面もご覧ください

パソコンの増設、LED 照明の購入、フォークリフトの購入、低燃費車の導入、レイアウトの変更（書類整理棚・内装工事等）など機器、設備のハード面はもちろん、社員の研修、就業規則の整備などソフト面まで幅広く活用できます。

◆支給額

- ・上記業務改善の経費の 2 分の 1（下限 5 万円、上限 100 万円）。
※賃金引き上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に 1 回支給。
※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限ります。



お問い合わせ先：高知県最低賃金総合相談支援センター TEL 088-833-1151
助成金申請先：高知労働局賃金室 TEL 088-885-6024

最低賃金ワン・ストップ相談のご案内

高知労働局では、最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談について専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を下記のとおり設置しておりますのでご利用ください。

相談対応者は労働関係の専門家の社会保険労務士です。もちろん相談内容の秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。

また、相談のみでなく、専門家を無料で各企業へ派遣いたします。



高知県最低賃金総合相談支援センター	
開所日	原則 月曜日～金曜日 (第 2・第 4 月曜日及び祝日を除く)
相談時間	午前 9 時から午後 5 時まで
相談場所	高知県社会保険労務士会事務局内 (高知市棧橋通 2 丁目 8 番 20 号モリタビル 2F)
電話番号	088-833-1151

※毎月第 2・4 火曜日は四万十市でも出張相談を実施しています。